

# 高知県小学校長会々則

第 1 条 この会は高知県小学校長会といい、事務局を吾川郡いの町枝川 2410-7 中部教育事務所 3 階に置く。

第 2 条 この会は高知県内の公立小学校長、義務教育学校長の職に在る者をもって組織する。

第 3 条 この会は全国連合小学校長会に加盟し、校長として研修を深め、本県教育の振興をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

1. 小学校長としての研修に関すること。
2. 会員相互の連絡と協調を密にすること。
3. 小学校教育を高めるための調査研究に関すること。
4. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 5 条 この会に支部を置く。

支部は、安芸、香美香南、土長南国、高知、吾川、高岡、幡多の 7 支部とする。

第 6 条 この会に次の役員を置き、任期は 1 か年とする。但し、再任を妨げない。

会長 1 名 副会長 2～4 名 事務局長 1 名

会長・副会長は代議員会で選出し、事務局長は会長が委嘱する。

第 7 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その代理をする。
3. 事務局長は事務を統括する。

第 8 条 この会に次の機関を置く。

代議員会 理事会 役員会

第 9 条 代議員会はこの会の最高議決機関で毎年 1 回会長が招集する。代議員会は会員数にもとづき、各支部ごと、会員 10 名につき 1 名の(端数については 1 名を加える。)代議員(理事、役員を除く)によって構成し、構成員の過半数で成立する。代議員数は前年度の会員数をもとにする。

代議員会では次のことを決める。

1. 会則に関すること。
2. 事業計画に関すること。
3. 役員選出に関すること。
4. その他必要なこと。

第10条 理事会は代議員会につぐ議決機関であり、必要ある場合に会長が招集し、次のことを決める。

1. 代議員会より委任されたこと。
2. その他緊急を要すること。
3. 理事は各支部より1名選出する。

第11条 役員会は第6条の役員をもって構成し、会務を執行する。

第12条 この会の経費は、高知県小中学校長会の予算をもってあてる。

付 則

1. この会則は、昭和44年5月1日より施行する。

昭和49年5月13日改正

2. 全国連合小学校長会の理事には、この会の会長、事務局長をあて、また、その代議員は必要の都度決める。

3. 昭和52年5月9日改正

4. 昭和54年5月10日改正

5. 昭和55年5月12日一部改正

6. 昭和57年5月10日一部改正

7. 昭和62年5月7日一部改正

8. 平成2年5月7日一部改正（第2条）

9. 平成13年5月1日一部改正（第6条）

10. 平成14年5月9日一部改正（第6条、8条、9条、10条）

11. 平成19年5月2日一部改正（第5条、9条）

12. 平成22年5月7日一部改正（第1条）

13. 平成29年5月12日一部改正（第2条）

14. 平成30年5月11日一部改正（第1条）